

○国土交通省告示第二百八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する告示

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成三十一年国土交通省告示第三百五十七号）の一部を次のように改正する。

様式第1を次のように改める。

様式第1（第3条関係）

年 月 日

建設特定技能受入計画認定申請書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

（特定技能所属機関となろうとする者）

所在地
名称
代表者の氏名

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（以下「告示」という。）第3条第1項の規定に基づき、建設特定技能受入計画を別紙のとおり策定しましたのでその認定を申請します。

当機関は、申請書及び別紙の記載が真実であることを宣誓し、建設特定技能受入計画の認定後、不正の手段により認定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消されても異議を申し立てません。なお、計画が認定された場合、告示第4条第2項の規定に基づき、認定証に記載された内容について、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、適正就労監視機関及び特定技能外国人受入事業実施法人に提供することに差し支えありません。

(様式第1 (第3条関係))

(別紙)

建設特定技能受入計画

1 特定技能所属機関になろうとする者に関する事項

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者又は個人の氏名
- (3) 主たる営業所の所在地
- (4) 連絡先
TEL:
FAX:
メールアドレス:
※電話番号は日中必ず連絡が取れる番号を記入すること。
- (5) 建設特定技能に関する責任者(管理者)の役職、氏名
- (6) 許可を受けている建設業
- (7) 許可番号 国土交通大臣・ 都道府県知事許可()第 号
- (8) 許可年月日 平成・令和 年 月 日
- (9) 常勤職員数(技能実習生、外国人建設就労者、1号特定技能外国人を除く)
合計 人
- (10) 建設キャリアアップシステム事業者ID
※14桁の事業者IDを記入すること。
- (11) 特定技能外国人受入事業実施法人の会員番号又は所属している当該法人を構成する建設業者団体名
- (12) 過去5年間の建設業法に基づく監督処分の有無 有 ・ 無

2 国内人材確保の取組に関する事項

3 適正な就労環境の確保に関する事項

- (1) 当特定技能所属機関は、以下の①から⑦について事実と相違ないことを宣誓する。
 - ① 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うこと。
 - ② 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明すること。
 - ③ 1号特定技能外国人に従事させる業務について、事前に業務内容を説明し、1号特定技能外国人が当該業務に従事することを理解・納得したうえで従事させること。
 - ④ 1号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は当該外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったときは、国土交通大臣に報告を行うこと。
 - ⑤ 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。
 - ⑥ 1号特定技能外国人が従事する建設工事において、当特定技能所属機関が下請負人である場合には、元請業者の指導に従うこと。
 - ⑦ 1号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。
- (2) 受入予定期間(計画期間)
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- (3) 1号特定技能外国人の受入予定人数 人
雇用している外国人建設就労者の人数 人
合計 人
- (4) 1号特定技能外国人に関する事項
※ 別紙「1号特定技能外国人受入リスト」に記入すること。
- (5) 就労させる場所
※ 都道府県単位で記入すること。
- (6) 賃金規程

- ① 基本賃金 月額 () 円
- ② 賞与の有無、金額及び支給月数等
賞与 (有 ・ 無)
金額または支給月数 ●●円 または ●ヵ月分
支給回数 ●回 (●月・●月)
- ③ 諸手当の有無、種類及び金額等
(ア) ●●手当
支給額：●●円
支給条件：●● (就労時から支給されるのか、一定の要件を満たせば支給されるのかも踏まえ、記載すること。)
- (イ) ●●手当
支給額：●●円
支給条件：●● (就労時から支給されるのか、一定の要件を満たせば支給されるのかも踏まえ、記載すること。)
- ④ 退職金の有無、金額及び条件等
退職金 (有 ・ 無)
金額 ●●円
種類 (企業独自 ・ 共済)
支給条件：勤続年数●年以上
別添就業規則のとおり 等
- ※ 賞与や諸手当等がある場合は有無、種類及び金額についても記載すること。
※ 報酬予定額の決定に当たり、同等の技能を有する日本人と同等額以上として算定した根拠となる資料を添付すること。1号特定技能外国人毎に報酬予定額が異なる場合、それぞれ添付すること。
※ 1号特定技能外国人毎に報酬予定額等が異なる場合、①～④をそれぞれ記入すること。
- (7) 技能習熟等に応じた昇給
- ① 昇給時期
(例) 毎年 ●月
- ② 昇給額
基本賃金の ●% 等
- ③ 昇給条件：●●
- 4 建設特定技能に係る安全衛生教育及び技能の習得に関する事項
- (1) 安全衛生教育について
- (2) 技能の向上を図るための方策

(様式第1 (第3条関係))

年 月 日

1号特定技能外国人受入リスト

1 特定技能所属機関に関する事項

- (1) 特定技能所属機関名：
- (2) 特定技能所属機関の代表者名：

2 1号特定技能外国人に関する事項

	1号特定技能外国人	1号特定技能外国人	1号特定技能外国人
氏名			
生年月日			
性別			
国籍			
従事させる業務			
就労させる場所(都道府県単位)			
計画期間			
基本賃金(月額)			
修了した建設分野技能実習の職種及び作業			
技能実習時の報酬(月額基本給)			
修了した建設特定活動の職種及び作業			
建設特定活動時の報酬(月額基本給)			
母国での実務経験(職種及び年数を記入)			
合格した技能試験			
合格した日本語能力試験			

※ 4名以上受け入れる場合、必要に応じて欄の追加や別紙とする等対応すること。

※ 対象外の項目については「-」とすること。

※ 技能実習又は建設特定活動時の月額基本給については、直近の金額を記入すること。

※ 合格した技能試験及び日本語能力試験について、建設分野技能実習又は建設特定活動を修了した者は記入不要。

様式第2中「㊦」を削る。

様式第3中「㊦の㊦㊦㊦」を「㊦㊦㊦」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。